就職 退職 した人は変更手続きを

をやめた人は、国保への届け出(変更手続き)が必要です。 目動的に変更されることはありませんので、忘れずに手続き 就職して新しく社会保険に加入した人や、退職して社会保険

届け出が必要な人は

を行いましょう。

①就職して社会保険に加入した

合は、 行ってください。 の保険証を持って、 います。 今まで国保に加入していた場 国保をやめる手続きを行 国保と社会保険の両方 手続きを

②退職して社会保険をやめた人

ます。 を行ってください。 連絡票など)を持って、 の(離職票や健康保険資格喪失 国保に加入する手続きを行 退職した日付が分かるも 手続き

者医療制度の届け出を 年金を受け取る人は退職

退職して国保に加入する人で、

ます。 制度で医療を受けることになり るまでの間、 の家族(被扶養者)は、 定の条件に当てはまる人とそ

ください。 次の条件を確認して、 退職して年金を受け取る人は、 届け出て

①退職者医療制度の対象者は

国保の保険証

国保に加入している人 65歳未満の人

届け出は支所でも

各種届け出は、

保険年金課お

※国民年金は除く。 厚生年金や各種共済組合など は40歳以降10年以上ある人 加入期間が20年以上、もしく の年金を受け取る人で、その

てください。

都合の付く場所で手続きを行っ よび各支所で受け付けています。

②いつまでに届け出をするの

書が届いた日の翌日から14日以 金受給権の発生後、 年金証

保険年金課国民健康保険班

5 62

5 3 1

問い合わせ先

国保の退職者医療 65歳にな

内に、 ③届け出に必要なものは 年金証書 届け出てください。



届け出は14日以内に済ませましょう!		
区分	内 容	必要なもの
国保に加入するとき	転入してきたとき	転入手続きのときに申し出をしてください
	会社の保険をやめたとき	離職票や健康保険資格喪失連絡票など
	子どもが生まれたとき	父母の保険証
国保をやめるとき	転出するとき	保険証 ※転出手続きのときに申し出をしてください
	会社の保険に入ったとき	会社の保険証と旭市の保険証
	死亡したとき	保険証 ※窓口で喪失の申し出をしてください
そのほか	保険証の紛失、汚損により再交付を受けるとき	届け出者の本人確認ができるもの(運転免許証など)
	修学のため、ほかの市区町村へ転出するとき	保険証、在学証明書
	退職者医療制度に加入するとき	保険証、年金証書

新規加入/手続終了後、保険証を窓口で交付します。

·<mark>部加入・一部喪失</mark>/必要なものについて交換しますので、世帯全員の保険証を持ってきてください。 全部喪失/世帯全員の保険証を返却してください。